

# 第8回八街市農業委員会総会

平成29年9月4日

八街市農業委員会

## 平成29年第8回農業委員会総会

平成29年9月4日午後3時00分 八街市農業委員会総会を  
八街市役所第1会議室に招集し、内容は次のとおりである。

### 1. 出席者

#### <農業委員>

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1. 円城寺伸夫 | 5. 山本元一  | 9. 藤崎 忠   |
| 2. 貫井正美  | 6. 林 和弘  | 10. 石井とよ子 |
| 3. 中村勝行  | 7. 佐伯みつ子 | 11. 岩品要助  |
| 4. 長野猛志  | 8. 山本重文  |           |

#### <農地利用最適化推進委員>

- |          |          |           |
|----------|----------|-----------|
| 1. 青木新一  | 7. 武田幸夫  | 13. 古市正繁  |
| 2. 鵜之澤一行 | 8. 三須 浩  | 14. 鵜澤良一  |
| 3. 井口泰友  | 9. 宮澤貞雄  | 15. 高橋 猛  |
| 4. 保谷研一  | 10. 京増恒雄 | 16. 中嶋洋一郎 |
| 5. 内藤富夫  | 11. 小川正夫 | 17. 山本朝光  |
| 6. 西山善治  | 12. 實川彰一 | 18. 山本 健  |

### 2. 欠席者

なし

### 3. 事務局

|      |      |     |      |
|------|------|-----|------|
| 事務局長 | 梅澤孝行 | 主 査 | 宮内清志 |
| 主 査  | 太田謙一 | 主査補 | 浅井久子 |

### 4. 議決事項

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
- 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第5号 農地競（公）売買受適格者証明の交付について（農地法第3条）
- 議案第6号 軽微な農地改良事業適合証明の交付について
- 議案第7号 農用地利用集積計画（案）の承認について

### 5. その他

報告第 1 号 廃土処理（公共事業施行）事業の届出について

報告第 2 号 特定農地貸付法による市民農園閉園に伴う貸付協定廃棄の申出について

## ○梅澤事務局長

開会を宣す。(午後3時00分)

## ○岩品会長

平成29年第8回総会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員全員の出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

今年も9月に入り、台風の季節に入り、つい2日前も台風15号が太平洋側を北上したところでもあります。昨年は、台風6号により農業施設や農作物に大きな被害が出たところです。今年も、何事もなく台風シーズンが終わってくれることを願うところでございます。

さて、今月の案件は、農地法第3条、第4条、第5条、本体で11件、農地競(公)売買受適格者証明の交付1件、軽微な農地改良事業適合証明の交付1件、農用地利用集積計画3件が提出されております。慎重審議をお願いし、開会の挨拶といたします。

ただいまの農業委員の出席人数は11名です。委員定数の半数以上に達していますので、この総会は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員の出席は18名です。

それでは、日程に従いまして、会務報告をお願いします。梅澤事務局長、お願いします。

## ○梅澤事務局長

それでは、会務報告をいたします。

8月9日水曜日、午後1時30分より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第2班、貫井班長、林委員で行いました。

8月21日月曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査を調査委員会調査班第3班、山本重文班長、田城寺委員、中村委員で行いました。

8月22日火曜日、午後1時半より、平成29年度農業者年金加入推進部長等研修会が千葉市、プラザ菜の花で開催され、岩品会長にご参加いただきました。

8月30日水曜日、午後1時半より、転用事実確認現地調査及び特定事業に係る完了検査を、調査委員会調査班第2班、林委員、佐伯委員で行いました。

以上です。

## ○岩品会長

次に、議事録署名人の選任については議長から指名することでご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

## ○岩品会長

ご異議がなければ、こちらから指名します。

今月は、議席番号5番、山本元一委員、6番、林委員をお願いします。

議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

## ○宮内主査

それでは、議案書3ページをごらんください。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、区分、地上権、所在、八街字中土手、地目、畑、面積533平方メートルです。権利者事由は、農地の義務者が耕作を継続しながら上部に地上権を設定して、営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得たい。義務者事由は、権利者から要望されたため。なお、本件は議案第4号、4番に関連しております。

続いて、番号2、番号3、番号4は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

まず、番号2、区分、賃貸借、所在、四木字西四木、地目、畑、2筆の合計面積2,381平方メートルです。番号3、面積1,970平方メートルです。番号4、面積1,971平方メートルです。権利者事由は、現在、妻の両親と稲作農業を営んでいるが、独立して新規で畑作農業を始めたい。義務者事由、農業をしていないため、貸し付けたい。なお、この3件は、後ほど説明いたします報告第2号にも関連しております。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告を行いますが、議案第1号、1番については、議案第4号、4番に関連していますので、後ほど議案第4号で担当区域の武田委員の調査報告を受けて採決します。

それでは、議案第1号、2番から4番について、實川委員、調査報告をお願いします。

#### ○實川委員

では、ご報告を申し上げます。議案第1号、2番、3番、4番は関連しておりますので、一括して調査結果について報告します。

当該申請についてですが、権利者は農家に婿入りし、農業を手伝っておりますが、稲作が主であるため、今回、畑作を主に独立して農業経営を始めたいという内容であります。申請地についてですが、位置はJR八街駅より南へ約7キロメートルに位置します。境界は隣接地と境界杭などが打ってありまして、はっきりとしています。現況は、耕うんされており、きれいに整備されています。進入路ですが、進入路は市道に隣接してありまして、問題はないと思われま

す。次に、農地法第3条第2項の不許可の基準に該当するか否かについて報告します。権利者の所有している主な農機具は軽トラック1台ですが、その他、トラクターや農業用倉庫、作業場などは全て義務者から借りるということで、義務者にも確認しております。労働力は権利者1名で、年間作業従事日数は300日です。技術力は、以前、市内の農業生産法人に勤めており、農作物の経験もあるため、問題はありません。現在は義務者から紹介を受けた近隣の農家に研修を行っているということで、研修先の農家にも確認しました。また、義務者に話を聞いたところ、今後も農業を行うにあたり、必要があれば権利者に協力していくことを確認しました。面積要件については下限面積の50アールを満たしており、周辺地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保についても支障がないものと思われま

す。その他の参考となる事項なんですが、営農計画はショウガと落花生を予定しており、通作距

離は自宅から約15キロメートル、車で約20分であります。

以上の内容から、権利者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められ、農地法第3条第2項各号の不許可基準には該当していないことから、本案件は何ら問題はないと思われま

す。以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、これで質疑を打ち切り、採決します。

採決は農業委員をお願いします。

議案第1号、2番から4番について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員でありますので、2番から4番については許可することに決定します。

次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○太田主査

それでは、4ページをごらんください。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字内満木山地先、地目、畑、面積984平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積988.61平方メートル。転用目的、店舗及び倉庫用地、転用事由、現在、農業を営んでおり、生産した梨や落花生を販売するため、当該申請地に店舗及び倉庫を建築し、一部を来客用の駐車場として利用したいというものです。農地の区分は、農用地域内に広がりのある農地であることから、第1種農地と判断されます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第2号、1番について、武田委員、調査報告をお願いします。

#### ○武田委員

議案第2号、1番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地はJR榎戸駅より南西方向に約2キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としては、農業振興地域整備計画における農地ですので、事務指針25ページの①に該当するため、農用地域内にある農地と判断し、事務指針29ページ、①の⑥による例外と判断しました。

次に、一般基準ですが、本申請は、自ら生産した梨、落花生等を直売する店舗及び倉庫とい

うことですが、申請面積988.61平方メートルであり、妥当と思われます。資金の確保については、借入金で賄う計画となっております。事業計画について、自ら生産した梨、落花生等を直売する店舗及び倉庫を建築し、購入者用の駐車スペース、普通車用14台分、及び中型観光バス用駐車スペースに作業や荷物の積み下ろし用スペースを計画しています。造成は現状のまま整地するのみで、土砂の搬入はなく、その上に雨水等を自然浸透するために砕石を敷きます。用水は井戸水、汚水及び雑排水は浄化浸透槽で敷地内処理となります。防災計画は、畑との距離を5メートル以上あけ、砕石や雨水が流出しないようにする。周辺農地への営農条件への支障について、畑との距離を5メートル以上開け、土砂や雨水の畑への影響はなきようにし、畑の間には、日照や通風を考慮して、低木の生け垣をすることになっており、周辺農地の営農状況に支障はないものと思われます。申請者は現在自宅にて梨等の直売を行っておりますが、場所が手狭になり、また、お客様に直接掘っていただくサツマイモ狩りを計画しているので、生産地に隣接している申請地が必要とのことでした。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われます。以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

採決は農業委員をお願いします。

議案第4号、1番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、1番については許可相当で決定します。

次に、議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○太田主査

それでは、5ページをごらんください。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について、ご説明いたします。

番号1、所在、八街字前原地先、地目、畑、当初許可面積150平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積648平方メートル。計画変更面積150平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積406平方メートル。当初の目的、専用住宅及び駐車場用地。変更後の目的、貸駐車場用地。変更事由、当初は専用住宅を建築する予定でいたが、事情により計画が変更になったた

め、当該許可済地の一部を近隣住民を対象とした貸駐車場に転用目的を変更したいというものです。農地の区分は、第一種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されません。なお、本件は議案第3号、2番に関連しております。

続きまして、番号2、所在、八街字前原地先、地目、畑、当初許可面積150平方メートルほか1筆、計2筆の合計面積648平方メートル。計画変更面積241平方メートル。当初計画者の目的、専用住宅及び駐車場用地。承継者の目的、宅地拡張用地。当初計画者の事由、当初は専用住宅を建築する予定でしたが、事情により計画が変更になったため、当該許可済地の一部を売却したい。承継者の事由、現在、申請地の隣接地に居住しているが、宅地が手狭で不便なため、当該申請地を宅地として拡張したいというものです。農地の区分は、第一種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。なお、本件は議案第3号、1番及び議案第4号、3番に関連しております。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたが、議案第3号、1番、2番は議案第4号、3番に関連していますので、後ほど議案第4号で担当区域の内藤委員の調査報告を受けて採決します。

次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○太田主査

それでは、6ページをごらんください。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、番号2は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

番号1、所在、八街字桃園地先、地目、畑、面積116平方メートルほか2筆、計3筆の合計面積674平方メートル。区分、売買。番号2、所在、地目同じく、面積145平方メートル。区分、使用貸借。転用目的、宅地分譲（2区画）及び道路用地。転用事由、不動産業を営む権利者が宅地分譲（2区画）と道路を造成し、販売するものです。農地の区分は、第二種中高層住居専用地域にある農地であり、第3種農地と判断されます。なお、本件は、議案第4号、1番は議案第4号、2番に、議案第4号、2番は議案第4号、1番にそれぞれ関連しております。

続きまして、番号3は、議案第3号、2番に関連して説明しておりますので、省略させていただきます。

続きまして、番号4、所在、八街字中土手地先、地目、畑、面積533平方メートルのうち0.34平方メートル。区分、一時転用、使用貸借です。転用目的、営農型太陽光発電設備用地、転用事由、農地の所有者が耕作を継続しながら、上部に地上権を設定して、使用貸借により営農型太陽光発電事業を行い、安定した収入を得るものです。農地の区分は、農業振興地域整備計画において定められた農用地区域内にある農地に該当いたします。なお、本件は議案第1号、1番に関連しております。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

最初に、議案第4号、1番、2番について、青木委員、調査報告をお願いします。

#### ○青木委員

議案第4号、1番、2番は関連案件ですので、一括調査報告を申し上げます。

まず、立地基準ですが、申請地は市役所より北西500メートルに位置し、八街市道より進入路は確保されております。農地区分としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地ですので、事務指針の27ページ、④の⑥の（ウ）に該当するため、第3種農地として判断いたしました。

次に、一般基準ですが、本申請は、宅地分譲2区画、道路用地としてということです。申請面積は819平方メートルであり、建築面積との関係においても面積妥当と思われます。資金の確保につきましては、自己資金にて賄う計画となっております。申請地は小作人等権利移転に対しての支障となるものはありません。次に、周辺農地の営農条件に支障を来すことはないと思われます。なお、事業計画について、隣接所有者に確認したところ、確かに説明を受けて、了承しているとのことでした。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題がないと思われます。

以上、調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第4号、3番及び関連します議案第3号、1番、2番について、内藤委員、調査報告をお願いします。

#### ○内藤委員

それでは、議案第3号、1番から調査報告をします。

議案第3号、1番。立地基準としては、申請地はJR榎戸駅より南方向約1キロメートルに位置し、道路に接していることにより進入路は確保されています。農地性としては、事務指針により、第3種農地として判断いたしました。

一般基準としては、本申請は貸駐車場10台分として、申請面積は406平方メートルであり、面積妥当と思われます。資金につきましては自己資金です。事業計画ですが、敷地全体整地砂利敷きにして、区画ロットで仕切り、用水、排水はなし、雨水は敷地内浸透で処理をするということです。申請者は当初、専用住宅及び駐車場用地として許可を受けましたが、近隣住宅地は各駐車1台分の住宅が多く、昨今、各家庭の保有車両台数の増加に伴い、路上駐車が住宅地で問題になっており、近隣住民からの要望が多いので、月極駐車場として計画したということにより、必要性が認められます。

これらのことにより、本案件は問題ないと思われます。

続いて、議案第3号、2番。当初の計画変更に伴い、近隣住民から譲渡願があり、計画変更申請地から分筆して承継者が利用するものです。

続きまして、議案第4号、3番。申請地は計画変更申請地から分筆したもので、一般基準としては、本申請は宅地と駐車場用地で、申請面積は241平方メートル。自宅隣でもあり、申請面積は妥当と思われます。資金につきましては自己資金で賄う計画になっています。事業計画としては、敷地を整地し、既製品のスーパーハウス、既製品の物置を設置し、ほかはそのまま活用し、雨水は敷地内浸透とし、トイレ等は自宅を利用するとのことです。権利者は現在、自宅の部屋にて趣味でアマチュア無線をしており、無線仲間が頻繁に訪問し、深夜まで談笑しているため、家族に迷惑をかけている状況です。また、複数人来訪するので、自己用の駐車スペースでは足りず、路上駐車をし、近隣住民にも迷惑をかけているので、離れと来客用駐車場を設け、問題解決したく計画したとのことで、必要性が認められます。

以上のことから、本案件は問題ないと思われます。

以上で調査報告を終わります。

#### ○岩品会長

次に、議案第4号、4番及び関連します議案第1号、1番について、武田委員、調査報告をお願いします。

#### ○武田委員

議案第4号、4番について、調査報告を申し上げます。

まず、立地基準についてですが、申請地は八街市役所より西方向に約4キロメートルに位置し、八街市道に面しており、進入路は確保されています。農地区分としては、農業振興地域整備計画における農地ですので、事務指針25ページの①に該当するため、農用区域内にある農地と判断し、事務指針29ページ、①の(ア)による例外と判断しました。

次に、一般基準ですが、営農型太陽光発電設備用地ということですが、申請面積は0.34平方メートル、パネル200枚、杭72本、支柱1本であり、面積は妥当と思われます。資金の確保については自己資金で賄う計画となっております。事業計画について、造成や埋め立てはせず、設置作業の効率化を目的とした整地のみを行います。用水はなし。雨水は敷地内自然浸透。汚水、排水はなし。防災計画は、工事中、接道を走行する車両や人に十分注意を払い、事故のないようにする。周辺農地の営農条件への被害防除対策は、隣接する農地への土砂流出及び農作物侵入を防ぐため、素掘り側溝を設置する。日照については、太陽光パネルが2メートルの高さにあるため、影響はありません。通風に関しても、太陽光設備に空間があるため、問題はありません。近隣への被害防除対策は、隣接する方面の草刈り管理で、ダイカンドラのほかへの侵入を防ぐことになっておりますので、周辺農地の営農状況に支障を来すことはないと思われます。事業計画について、隣接所有者に確認したところ、説明を受けて了解しているとのことでした。また、申請地は土地改良受益地ですが、土地改良区の意見として、いまだ事業が立ち上がっておらず、土地改良区の施設もないため、やむを得ないものと判断しています。必要性についても認められ、あわせて、許可後速やかに事業を行うものと判断しました。

これらのことから、立地基準、一般基準ともに、本案件は何ら問題のないものと思われます。

続きまして、関連しております議案第1号、1番、農地法第3条の地上権の権利設定の許可

申請についてでございますが、周辺農地に関わる営農条件に支障はないため、許可相当と判断いたします。ただし、当該申請は第5条、一時転用に関連していることから、第5条、一時転用の知事の処分を待ち、知事の処分と同様の処分にあわせることが望ましいと思いますので、最終決定については会長専決で処理してはどうかと思います。

以上で調査報告を終わります。

**○岩品会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありませんか。

**○長野委員**

内藤委員の問題なんですが、許可申請計画変更をしたときの面積が許可前と1平方メートル違っているのですが、これはこのままでよろしいでしょうか。

**○太田主査**

分筆後の小数点の処理の関係でちょっと誤差が生じていまして、登記簿上、整数で表示されることになっておりますので、実測値で問題ありません。

**○貫井委員**

質問ではないですけども、私も初めて農業委員になったときに、533平方メートルのうちの0.34というのがわからなくて質問したことがあったのですが、初めて推進委員になった方にもわからないと思うので、事務局の方で、これはこういう意味ですよということをちゃんと教えてもらえるとありがたいです。

**○宮内主査**

こちら、例としまして、議案第4号の4番ですね。八街市中土手地先の533平方メートルのうちの0.34、これはかなり小さい転用面積になっております。これは実際には営農型太陽光発電設備ということで、扱いとしては畑、農地扱いです。ただ、農地として耕作ができない部分というのが、この支柱の部分になるわけですね。この支柱の面積を合計したのが0.34というふうになっております。533平方メートル、1筆のうち、太陽光の支柱が占有する部分が合計で0.34あるということになります。わかりますか。

**○岩品会長**

よろしいでしょうか。ほかにありませんでしょうか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

採決は農業委員の方をお願いします。

最初に、議案第4号、1番及び2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

**○岩品会長**

挙手全員でありますので、1番、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、3番及び議案第3号、1番、2番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、議案第4号、3番、議案第3号、1番、2番については許可相当で決定します。

次に、議案第4号、4番について、許可相当で決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

#### ○岩品会長

挙手全員ですので、4番については許可相当で決定します。

続きまして、議案第4号、4番に関連します議案第1号、1番についての担当推進委員の調査報告は許可相当です。ただし、この申請は、農地法第5条の一時転用に関連していることから、知事の処分にあわせ会長専決としてはどうかとの意見がありました。今後の事務処理については会長専決とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○岩品会長

異議がなければ、今後の事務処理については知事の処分にあわせて会長専決とします。

会議中ではありますが、ここで15分間の休憩をいたします。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時50分

#### ○岩品会長

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号、農地競(公)売買受適格者証明の交付について、農地法第3条を議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○宮内主査

それでは、議案書7ページをごらんください。

議案第5号、農地競(公)売買受適格者証明の交付について(農地法第3条)について、ご説明いたします。

本件は、競売あるいは公売物件が農地の場合、入札に参加する資格があるかを判断するものです。なお、執行機関が民間の申し立てで裁判所が行うものを競売、執行機関が官公庁で行うものを公売と分類しまして、当案件は国税局の行う公売となります。また、落札後の土地利用が農地の場合は農地法第3条、農地以外の目的いわゆる転用の場合は、農地法第4条または第5条の手続となります。

番号1、所在、八街字榊形、地目、畑、面積231平方メートル。事由は、農業経営の規模を拡大したい。

以上です。

**○岩品会長**

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第5号、1番について、井口委員、調査報告をお願いします。

**○井口委員**

議案第5号、1番、農地法第3条による、農地競（公）売買受適格者証明の交付についての調査結果を報告します。

まず、申請地について、位置はJR八街駅より西方向に約1.8キロメートルに位置しており、境界は、周囲がお茶の木と杭ということで、隣接の土地所有者も同意しております。現況は平たんな畑で、現在、申請者が借り受けて耕作しており、接面道路はありませんが、申請者の経営農地と隣接しているため、進入路は確保されております。

次に、農地法第3条、第2項、不許可基準に該当するか否かについて、報告します。申請者の所有している主な農機具はトラクター5台、耕うん機2台、軽トラック2台です。労働力は申請者とその家族2名で、年間農作業従事日数は、申請者が150日、家族が平均250日で、技術力もあり、面積要件についても下限面積の50アールを満たしております。現在所有する農地は全て効率的に耕作しており、過去3年間において農業経営規模を縮小させる行為を行った事実はありません。また、周辺地域における農地等の農業上の効率かつ総合的な利用の確保についても支障がありません。その他、参考となる事項として、営農計画はニンジンを予定しており、通作距離は自宅から申請地まで約1キロメートル、徒歩約15分で問題ありません。

以上の内容から、申請者及び世帯員等が権利取得後において耕作に必要な農作業に常時従事し、申請地を含めた全ての農地について効率的に利用すると認められますので、本案件は農地法第3条第2項各号には該当しないことから、許可相当と判断し、買受適格者証明を交付しても何ら問題はないと判断いたします。

以上、報告を終わります。

**○岩品会長**

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

**○岩品会長**

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

採決は農業委員をお願いします。

議案第5号、1番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

**○岩品会長**

挙手全員ですので、1番については交付することに決定します。

次に、議案第6号、軽微な農地改良事業適合証明の交付についてを議題とします。

事務局、説明願います。

## ○太田主査

それでは、8ページをごらんください。

議案第6号、軽微な農地改良事業適合証明の交付について、ご説明いたします。

番号1、所在、吉倉字宮ノ脇地先、地目、畑、面積8,502平方メートル。目的、軽微な農地改良をするため、優良土の単純埋め立てを行うものです。工事期間は証明交付から平成30年2月28日までです。

以上です。

## ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、担当委員の調査報告をお願いします。

議案第6号、1番について、山本朝光委員、調査報告をお願いします。

## ○山本朝光委員

それでは、議案第6号、番号1、軽微な農地改良事業適合証明願につきまして、現地調査報告をいたします。

申請地は、現在、土地所有者が耕作をしておりますが、周囲より低いため、耕作に不具合が生じているところから、単純埋め立ての農地改良をしてから、土地所有者が作付を行うものでございます。作付はニンジン、大根、里芋、落花生を予定しております。現在の表土の性質及び搬入土の性質は、現在は黒土であります。搬入土は山砂で、排出元は千葉市若葉区小間子町にあります土砂採出場から購入をします。盛土の高さは、隣接する道路と宅地の高さまでの計画であり、現在の高さから最大50センチメートルは必要とのことであります。隣接農地への影響及び被害防除として、法面を施工して、芝を施し、周囲に土堰堤を形成すること。また、雨水排水柵を設置することで土砂や雨水の流出を防止する計画であります。このことから、周囲への被害はないと思われまます。

以上、報告を終わります。

## ○岩品会長

担当委員の調査報告が終わりましたので、質疑をお願いします。

(「質疑なし」の声あり)

## ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

採決は農業委員をお願いします。

議案第6号、1番について、交付決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

(挙手全員)

## ○岩品会長

挙手全員ですので、1番については交付することに決定します。

次に、議案第7号、農用地利用集積計画(案)の承認についてを議題とします。

事務局、説明願います。

## ○宮内主査

議案書9ページをごらんください。

議案第7号、農用地利用集積計画（案）の承認について、ご説明いたします。

本件につきましては、平成29年8月17日付で八街市長から、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められております。

番号1、所在、沖渡字浅間、地目、山林現況畑及び畑、計2筆の合計面積2,710平方メートルです。利用権の種類は賃貸借、期間は3年、再設定です。

番号2、所在、沖渡字浅間、地目、畑、面積4,246平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は、3年、再設定です。

番号3、所在、沖字東沖、地目、畑、計3筆の合計面積5,861平方メートル。利用権の種類は賃貸借、期間は5年、再設定です。

ただいまご説明いたしました番号1から3までの案件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

#### ○岩品会長

議案の説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

#### ○岩品会長

質疑がなければ、質疑を打ち切り、採決します。

採決は農業委員にお願いします。

議案第7号、1番から3番について、承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（挙手全員）

#### ○岩品会長

挙手全員でありますので、1番から3番は承認することに決定します。

次に、報告第1号及び第2号についてを議題とします。

事務局、説明願います。

#### ○太田主査

それでは、10ページをごらんください。

報告第1号、廃土処理（公共事業施行）事業の届出について、ご説明いたします。

番号1、事業の計画変更の届出となります。所在、上砂字卯月作地先、地目、畑、当初面積2,476平方メートルのうち950平方メートル。変更面積2,476平方メートルのうち1,011平方メートル。目的、公共土砂等利用による農地造成。事業内容、関東農政局による北総中央農業水利事業所施工に係る廃土処理です。工事期間は、期間が延長され、平成29年11月30日までとなります。

続いて、番号2、所在、八街字新氷川小路地先、地目、畑、面積7,310平方メートルのうち、490平方メートル。目的、公共土砂等利用による農地造成。事業内容は八街市による公共建設発生土による廃土処理です。期間は届け出の翌日から平成30年1月31日までです。

以上です。

**○宮内主査**

次に、議案書 11 ページをごらんください。

報告第 2 号、特定農地貸付法による市民農園閉園に伴う貸付協定廃棄の申出について、ご説明いたします。

番号 1、所在、四木字西四木、地目、畑、面積 4 筆合計 6,322 平方メートルです。閉園事由及び今後の利用については、これまで市民農園事業を行っていましたが、当初の計画よりも集客が見込めないため、市民農園を閉園し、今後は農地として貸し付けるものです。なお、本件は議案第 1 号、2 番、3 番、4 番に関連しております。

以上です。

**○岩品会長**

本件につきましては報告事項でありますので、事務局の説明をもって終了しますが、何かご質問等がありますか。

(「質疑なし」の声あり)

**○岩品会長**

質問がなければ、その他、事務局から連絡事項がありましたら、お願いします。

**○梅澤事務局長**

ありません。

閉会を宣す。(午後 4 時 04 分)

議事録署名人

議 長

5 番

6 番